

令和4年3月17日

学校教育情報化推進計画(骨子案)に係る意見について

平井聡一郎

「学校教育情報化推進計画」の骨子に対するコメント

第1部総論

1、学校教育の情報化の現状と課題

(1)児童生徒の資質・能力

※ここで取り上げられてる能力が、情報活用能力に寄りすぎてはいないだろうか？例えば、「高校生の”自己肯定感”国際比較」のように「自分はダメな人間だと思うことある」と考える高校生の多い点など、学校の本質的な課題を解決するための情報化であって欲しい。

(2)教職員の指導力

※ここでも、学びの本質から離れている感が否めない。そもそも教職員の指導力の課題は授業力にある。教師主導の授業デザインからの脱却ができない状態での ICT 活用になっていることが課題のように思われる。

ここで持ち帰りについて、述べているが、これは(3)ICT の環境整備に関する内容とも言える。

(3)ICT の環境整備

※ここでは、大前提である通信環境というインフラ整備の重要性を明確に示したい。デジタル教科書、CBT の実現、教育活動全体での ICT 活用はネットワークあってのこと。現状の課題をアセスメントし、その解決を早急に行うことを最重要課題として明記したい。

(4)学校の働き方改革と組織・体制

※学校の情報化が働き方改革の手段の一番手のようにされるのは避けたい。そもそも業務量が多いのだから、部活動の問題、35人学級(まだ多い)など業務の総量が多いこと、現状でその改善を測るためにデジタル化を進めているが、クラウドの制限などが阻害要因となっていることを強調したい。

2、学校教育の情報化に関する基本的な方針

(1)ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

※ここで、令和の日本型学校教育で示された、「個別最適な学び」(指導の個別化と学習の個性化)「協働的な学び」と教育の情報化の関連を示してはどうか？

※「情報モラル」から「デジタルシチズンシップ」への転換、もしくは併記を検討したい。

※授業と家庭での ICT 活用の他に、学校における授業以外での ICT 活用が重要と考える。文房具は休み時間でも使う。特別活動を中心とする授業以外での活用を示したい。(先進的な学校では授業以外での活用事例が多い)

(2)教職員の ICT 活用力の工場と人材の確保

※教職員の ICT 活用力の向上には、学校管理職と教育委員会の果たす役割は大きい。現状ではこの両者が阻害要因になっているケースが多い。文科省の今年度予算で校長研修を取り上げているが、ここで情報化を位置付けることも重要だろう。

(3)ICT を活用するための環境整備

※ネットワーク整備ではアセスメントという言葉位置付けたい。まずは診断し、適切な応急処置、そして根本治療という流れが必要である。

※ここでは高校の情報を取り上げているが、情報1の履修には、小中学校の算数・数学における「D データの活用」、小学校でのプログラミング、中学校技術・家庭科でのプログラミングそして高校数学での「D データの分析」が関連し、さらには高校の情報2がその上に存在する。私は、これからの日本を支える国民の育成の基盤は情報1の履修にかかっていると考えている。そこで、小中高における関連する各教科における情報教育の関連を教員が意識すること、教科の関連を明確に示すことも必要と考える。

※校務のデジタル化とデータの活用には、校務支援システムのクラウド化が必須であろう。クラウド対応のシステム導入とセキュリティポリシー改訂が急務であろう。(4)にもつながる。

(4)ICT 推進体制の整備と校務の改善

※あらためて教育 CIO の重要性を訴えたい。

※都道府県単位での学校 DX サポートセンターの設置の検討

3、学校教育の情報化に関する目標

(1)ICT を活用した児童生徒の資質能力の育成

※全国学力学習状況調査のアンケート調査の中での情報活用能力の調査

全国学力学習状況調査の国語、算数・数学の中での情報活用能力に関わる内容の出題(教科情報との関連)

(2)教職員の ICT 活用力の向上と人材の確保

※教師の ICT 活用力は授業デザインと絡める必要があります。従来型の授業での ICT 活用と、これからの授業デザインの中での ICT 活用が明確にわかるようにする必要があります。つまり、クラウド活用の有無とか協働で ICT 活用してるかって感じ。

授業内外では、学校での授業内外を分ける必要があります。委員会や係活動、学校行事での活用を洗い出したい。これはもっと自由に使わせろというメッセージ。

家庭では、活用の質をみたい。単なるドリルか、レポート作成かなど。

(3) ICT を活用するための環境の整備

※アセスメントの実施状況を調べたいですね。単なる速度ではだめでしょう。セッション数などがポイントです。デジタル教科書、CBT に耐えうるかどうかを調査する必要がある。

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

※校務支援システムはクラウド対応かオンプレかを確認したい。働き方改革は校務のデジタル化と併せて、業務量の削減について聞く必要がある。

4、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

※二項対立を防ぐには、そもそも何を指すのかという理念が必要であろう。教育の質とはなにかを明確にすることである。

※自治体、学校の責任を明確にするには、情報の公開が重要である。各自治体の取り組み、やる気の見えるかである。ある意味、学校の再定義という改革につながるだろう。住む地域、通う学校を選択する材料になる。

第2部 計画的に講ずべき施策(各論)

1、基本的な方向性を実現するための施策

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

○ICT の効果的な利活用の推進

※授業における ICT 活用をレベル分けして、単なる代替的な利用から、主体的、対話的で深い学びでの利用まで、自分達がどのレベルなのか把握できるものにしたい。

○情報モラル

※従来の制限することでトラブルを予防する校則のような情報モラル指導から、デジタルシチズンシップの習得(デジタル化された社会において、自分で考え判断し行動できる市民の育成)を目指すべき

○健康面への配慮

※目への影響、WiFi の電波などへの不安の声がある。それらへの対応のモデルを示していくことが必要であろう

○プログラミング教育

※情報Ⅰの履修を踏まえ、小中学校の系統的なプログラミング指導の徹底、とくに中学校でのプログラミングが技術・家庭科のみとなっていることから、他教科及び合科でのプログラミング指導の事例を集め、普及を図る必要がある。

○いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

※心に不安をもつ児童生徒の早期発見のための GIGA 端末を活用したシステム構築が急務。

不登校については、オンラインを中心とした学級、学校の創設

○障害のある児童生徒の教育環境の整備

※障害種別に応じた対応事例の収集と、それらを検証した上での広報活動の実施

○相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

※岐阜市、福生市のような不登校特例校の好事例を広げることが望ましい

○日本語指導の必要な児童生徒の教育の充実

※指導用のコンテンツの開発が必要だろう。

(2)教職員の ICT の活用力の向上と人材の確保

○学校の教職員の資質の向上

※まずは教職員の ICT 活用以前の授業力向上が先決である。または ICT を活用しながら授業力を向上させるでもいいが、前提は主体的・対話的で深い学びの実現であり、それを通して自ら考え、判断し、行動できる児童生徒の育成を図るという本来の目的から外れてはいけない。そこを大前提として、常に最初に示したい。

※最近は多くの再任用の先生が学校で勤務されているが、この先生方向けのリカレント教育が必要であろう。そうでないとお荷物になりかねない。特に管理職経験者

○人材の確保

※インターンシップによる、学生の教育実習以外での学校での経験を積ませる制度、「副業先生」に代表される民間企業の社員の学校教育への参画をコーディネートする仕組みづくり。

○ICT 支援員など専門人材による支援

※ICT 支援員の学校への派遣のシステムに大きな差があり、税金の無駄遣いとなっている。そこで、ICT 支援員にたいするガイドラインが必要である。ここでは、直接雇用と業務委託の 2パターンで考える必要がある。

・ICT 支援員と学校、委員会を連携させる仕組みがあるか？

(支援員と学校管理職が連携できているところは効果が出る。)

・ICT 支援員の業務を委員会に報告する仕組みがあるか？

(支援員に丸投げのケースがあり、学校との関係が悪化してから委員会が把握するケースがある)

・ICT 支援員の研修体制があるか？

(学校の御作法、学校文化がわからずトラブルケースあり)

・ICT 支援員の装備が用意されているか？

(ICT 支援員にもタブレット等が必要、自前で購入するケースあり)

(3) ICT を活用するための環境整備

○学校における情報通信技術の活用のための環境の整備

※確実にインターネットに接続できる通信環境の担保につける。インフラが完璧でなくては全てが無駄になる。そこで、まず現状はアセスメントの義務化が必要であろう。

○教育データの利活用、教育 DX の推進

※ここでの大前提は、クラウド利用である。いまだにクラウド禁止の自治体がある現状では DX は進まない。オンプレの環境ではデータの連携は困難である。(連携用にサーバーを立てる必要)校務支援システムのクラウド対応は必須であろう。

○デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

※教科書選定に要件にデジタル版を早急に入れること、デジタル教科書を活かした授業のモデルの収集と情報の公開

○個人情報の保護等

※個人情報のレベルと使用目的の明確化

○著作権への理解

※肖像権の扱い

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

○学習の継続的な支援等のための体制の整備

※都道府県単位の仮・学校 DX サポートセンターの設置により、自治体単位の取り組みに方向性を持たせるとともに、適宜アドバイスをできる体制を構築する。(チェック機能)

・前述の ICT 支援員による支援参照

○情報化による校務の効率化

※学校単位、自治体単位のクラウド利用からガバメントクラウド移行への道筋が必要。オンプレからの脱却、クラウド対応の統合型校務支援システムの推奨

2、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

○調査研究等の推進

※先進国の事例ではフィンランドなどの PBL 対応したデジタルポートフォリオ、評価システムなどを収集すべきではないか考える。

○国民の理解と関心の増進

※教育方法の変化は保護者を中心に従来型の教育のイメージが染み付いた方には抵抗感をもたらすだろう。そこで、社会の変化に対応するための教育改革であることを認知してもらうためにも、未来の姿を共有し、そのための改革であることの周知を図ることが重要であろう。国レベルの発信も重要だが、都道府県、単位自治体レベルでの発信を促したい。

○地域、大学や民間事業者との連携

※前述の学校 DX サポートセンターがまさに産学官の連携の場となるべきだろう